

定 款

2022年6月15日改正

阪急阪神ホールディングス株式会社

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 本会社は阪急阪神ホールディングス株式会社と称する。

(目 的)

第2条 本会社は次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. 鉄道、軌道及び索道による運輸事業
2. 一般自動車運送事業及び自動車運送取扱事業
3. 利用航空運送事業
4. 運送代理業及び損害保険代理業
5. 生命保険募集業
6. 旅行業
7. 通関業、倉庫業、港湾運送事業及び通運事業
8. 土地建物の売買、賃貸、仲介、管理及び鑑定
9. 建設工事の設計、監理並びに建設業
10. 遊園地、動植物園、スポーツ施設及び動物診療施設等の経営
11. 演劇・野球等の興行
12. 博覧会等催物の企画、設計及び運営並びにこれらの受託
13. パン・菓子類、麵類、飲料水及び酒類等の製造
14. 百貨店業
15. 旅館、食堂、駐車場及び売店の経営
16. 酒類販売業
17. 医薬品の販売、卸売及び輸出入並びに薬局の経営
18. 介護用品及び介護機器の販売並びに老人ホームの経営
19. 情報の提供・処理サービス業及び電気通信事業
20. 放送事業及び有線放送事業
21. 広告業、出版業、印刷業及び写真業
22. 映像・音楽作品の企画、制作及び販売
23. 車両及び同部品等の製造、修理及び販売
24. 自動車教習所の経営
25. 労働者派遣事業
26. 有価証券の保有・売買・運用、債権の売買、金銭の貸付及び為替取引等の金融業
27. 不動産、有価証券、その他金融資産に関する投資顧問業務

28. 総合リース業

29. 前各号に関連する一切の業務

本会社は前項各号の事業に附帯又は関連する一切の事業その他前項の目的を達成するためには必要な事業を営むことができる。

(本店)

第3条 本会社は本店を大阪府池田市に置く。

(機関)

第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査等委員会

(3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 本会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 本会社の発行可能株式総数は、6億4千万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 本会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 本会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当て

を受ける権利

(4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の売渡請求)

第10条 本会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを本会社に対して請求（以下「売渡請求」という。）することができる。但し、本会社が売り渡すべき単元未満株式の数の自己株式を有しないときは、この限りでない。

前項に定める売渡請求をすることができる時期、請求の方法等については、株式取扱規則による。

(株式取扱規則)

第11条 本会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第12条 本会社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。

本会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取り扱わない。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 本会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

株主総会は、大阪市において招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故がある

ときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

第19条 本会社の取締役は4名以上とする。

本会社の取締役のうち監査等委員である取締役は3名以上とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了

する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 本会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第26条 本会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役との責任限定契約)

第27条 本会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度額として損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第29条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。
但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会規則)

第31条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 計 算

(事業年度)

第32条 本会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当及び基準日)

第33条 本会社は、毎年3月31日を基準日として、定時株主総会の決議によって、株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。

(中間配当及び基準日)

第34条 本会社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議によって、株主又は登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第35条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、本会社はその支払義務を免れる。

附 則

(監査役の責任限定契約に関する経過措置)

第1条 2020年3月31日に終了する事業年度に関する第182回定時株主総会の終結前の監査役（監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の責任を限定する契約については、なお同株主総会の決議による定款一部変更前の定款第33条の定めるところによる。